

## 平成31年度第2回南関町農業委員会会議録

平成31年4月10日(水)  
午前8時45分開会  
南関町役場 第1会議室

### 一、開会宣言

### 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
3番 菅原和義君  
4番 末竹信雄君
5. 議 事  
第5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第7号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

### 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
3番 菅原和義君	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

### 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

### 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田彰夫君

書 記 上 田 賢 君

平成31年度第2回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午前8時45分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） おはようございます。時間がまいりましたので、ただいまより平成31年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

礼、着席。

○事務局長（東田 彰夫君） おはようございます。

本日はですね、委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を1番の片山委員さん、よろしくをお願いします。

○1番（片山 幸次君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） おはようございます。

朝早うから大変でございます。ただいまから農業委員会を開会します。

そこで、皆様方には半数が新人の方で、約半数の方が今まで農業委員会として頑張ってきた方だと思います。そこで、本日は県のほうからも研修に来て・・・来られると思います。それから、あとで推進委員さんたちの辞令交付も一緒に行いたいと思います。

それでは、ただいまから農業委員会を開会します。

よろしくお申しときます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、竹島会長をお願いします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように設定をお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人をまず指名いたします。今回の議事録署名人として、3番、菅原委員さん、4番、末竹委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第5号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回の申請には、1番委員、片山幸次委員を譲渡人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会議会規則第10条の議案参与に該当するため、申請番号2番から20番まで、及び賃借権申請の申請番号1番から5番までの審議につきましては、退席をお願いし、当該案件の審議を行っていくこととします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より、まず申請番号1番の分の説明をさせていただきます。

今回は初めての総会ということで、議案書の見方も注釈を入れながらご説明をさせていただきます。

まず、1番、受付日が平成31年3月22日、申請番号228号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。なお、譲渡人のところの枠の右下にある数字、また譲受人の方の右下にある数字が、現在の耕作面積となっております。土地の所在については、大字、字地番を、それと登記の地目と面積、また、現況の地目と面積を土地の所在地の部分に記載しております。今回は贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。第5号議案、申請番号1は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転の申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に向かれました委員さんの補足説明をお願いします。

4番委員、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） はい、4番、末竹です。申請番号1番の説明をいたします。

譲渡人と譲受人は親類同士でありまして、譲渡人の方が地元におられないために、

譲受人の方が長く耕作をされております。そして今回、高久野の基盤整備に伴い、譲受人に贈与されることと決められたそうです。

昨日、事務局の上田さんと現地に行き、協議、検討をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの結果であります。

ご審議のほうをよろしくお願いたします。

○議長（竹島 久利君） 委員さんよりの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決いたします。

第5号議案、申請番号1について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第5号議案、申請番号1は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第5号議案、「農地法第3条1項の規定による許可申請について」を、申請番号2から20まで、及び賃借権認可申請の申請番号1から5までを議題といたします。

本件は、1番委員、片山委員に関する案件がございますので、片山委員は暫時退席をいたします。お願いします。

それでは、1番委員、片山委員が退席されましたので、事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

2番から8番の案件は、譲受人が同一の申請になります。受付日、平成31年3月25日、申請番号236号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

なお、図面のほうは、左側の図面のほうをご覧ください。こちらのうっすら黒縁で塗ってあるところが今回の所有権移転の案件になります。

次に、9番から20番も譲渡人が同一の申請になります。受付日、平成31年3月25日、申請番号237号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定についてご説明いたします。

こちらについては図面が右側の図面になりまして、ちょっとわかりにくいです。このあたりがその場所になります。1番、2番は借受人が同一の申請になります。受付日平成31年3月25日、申請番号238号、貸人、借人、土地の所在等は記

載のとおり、地上権による貸し借りになります。期間は20年です。

3番から5番は借受人が同一の申請になります。受付日、平成31年3月25日、申請番号239号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、地上権による貸し借りになります。期間は20年です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。第5号議案、申請番号2から20までの農地法第3条1項の規定に基づく所有権移転許可申請2件、及び申請番号1から5まで、同規定賃借権設定申請2件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向かれた委員さんの補足説明をお願いします。

7番委員、片山委員、お願いします。

○7番（片山 カツ子君） はい。先日、現地確認に行きましたけれども、本当に大変な所でした。3条2番から20番までですね、所有権移転の申請番号236号については、農地の購入を行い、また、賃借権設定の申請番号238号については、農地を借り受けてミカンとキウイを作付けされる計画となっております。

次に、所有権移転の申請番号237号については、農地の購入を行い、また、賃借権設定の申請番号239号については、農地を借り受けてショウガを作付けされる計画となっております。

申請書を協議検討した結果、いずれも農地法第3条2項各号の許可要件に該当していないと思われることから、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議かたよろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。（はいの声）はい、どうぞ。

9番委員の大倉さん、許可します。

○9番（大倉 公泰君） 今言われましたけど、はい、ソーラーは間には何にも入っていないですか。全部一帯的ソーラーですかね。これはソーラーですかね、ソーラーでしょう。

○事務局（上田 賢君） すみません、今は農地の売買と賃借の話ですので、のちほど（あ、売買か、すみません、私、勘違いしておりましたの声）お願いします。

○議長（竹島 久利君） 何かほかにごございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第5号議案、申請番号2から20まで、賃借権設定許可申請の申請番号1から5まで、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第5号議案、申請番号2から20まで、賃借権設定認可申請の申請番号1から5まで、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第6号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

本議案も片山委員を貸渡人とする案件が含まれておりますので、引き続き片山委員は退席状態となります。

それでは、事務局よりの内容説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい、6号議案、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年3月25日、申請番号235号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用目的は、資材置場及び駐車場です。施設面積は、全体の1,073㎡になります。

次に、2番から14番は同一事業による申請になります。権利の種類は賃貸借権、受付日、平成31年3月25日、申請番号240号、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、太陽光パネルの支柱となります。合計面積は497.2066㎡となります。

なお、すみません、議案書の訂正をお伝えするのを忘れておりました。転用申請のですね、2枚目の一番下のところに合計があるかと思いましたが、畑の合計のところですね、497.207となっているのを2066に変更をお願いいたします。こちらすみません、数字が切上がっておりました。

事務局からの説明は以上です。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。

第6号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可2件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより補足説明をお願いします。

7番委員、片山委員、お願いします。

○7番(片山 カツ子君) はい、じゃあ5条の1番、1番は資材置場及び駐車場への転用許可申請です。申請地に隣接する事業所が利用される転用となります。

農地区分は10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場スペースが500㎡、建築資材置場が250㎡、機械及びコンテナ置き場、進入路で323㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、排水等に被害防除等、問題はありません。工事計画は、許可日から2019年12月31日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるも

のと思われます。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議かたよろしくお願ひします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

○7番（片山 カツ子君） 5条2番から14番まで、2番から14番は、発電設備の設置、供給、販売を行う法人が、農地を賃借し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地であると判断されますが、仮設工作物の設置、その他実質的な利用に供するために行うものであり、許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積は、支柱、太陽光基礎など、497.2066㎡の一部転用であり、適正なものと判断いたしました。土地利用計画は、太陽光パネル4,984枚、発電出力1,000kw、支柱の高さ3mから3.28m、パネル下部ではショウガを作付けされます。営農計画書、営農見込みの根拠、及び関連データ、知見を有する者の意見及び撤去についての見積書、九電からの接続線と周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはないと思われまふ。工事完了は2019年12月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用し、パネル下部の農地については、本日の3条案件のとおり、営農されることを確認しております。ご審議かたよろしくお願ひいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

○事務局（上田 賢君） 先にすみません、事務局よりご説明をさせていただきます。

申請番号2番から14番の営農型太陽光について、補足説明をさせていただきます。

申請地は、10ha以上の広がりがある第1種農地であります。通常第1種農地では、太陽光発電施設への転用はできないことになっております。しかし、今回のように太陽光パネルの下で農業を営む営農型であれば、一時転用が可能となっております。一時転用とは、文字どおり一時的な転用を認める制度であり、原則、最長3年の転用となっております。そして、今回のような営農型による太陽光発電施設への転用の場合には、毎年その営農状態を把握するため、本人が営農状況報告をする義務があります。そして、一時的な3年間の転用となりますので、継続して営農型太陽光の事業を続けようとするときは、3年後の期限を迎える前に、今回と同様に許可を再度受け、更新をして行く必要があります。営農ができなくなった場合は、収穫量が規定よりも減少した場合には、撤去をしなくてはならないというリスクもあります。

また、この案件は、営農型太陽光発電施設となりますので、県のネットワーク機構というものがございますが、その常設審議会での諮問が必要となります。こちらは事務局が県の農業会議というところがございます、各地区の農業委員会の代表とか、各農業団体の代表の方が委員を務められているところになります。そちらで諮問を行うという必要があります。

事務局からの補足説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局の補足説明が終わりました。

改めまして、何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第6号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第6号議案は、原案どおり許可相当であることの意見決定をいたします。

退席されておられました1番、片山委員の総会への参加をお願いします。

はい、続きまして、第7号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。事務局。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

すみません、まず農地利用集積計画というのはどういうものかというのを先にご説明申し上げますが、以前はですね、農地の貸し借りについては、農地法の3条というものに限って貸借契約が認められておりました。そちらですと、まず事務処理が煩雑であることや、契約上、農地の所有者ではなく耕作者のほうが優先されるということで、農地の貸し借りがなかなか進まないということで、経営基盤強化法という法律に基づく貸し借りの契約が新たに始められました。こちらに関しては、期限がきたら必ず耕作者との契約が解除され、所有者のほうに農地が戻ること、また、書類の作成等がですね、安易であることで、こちらのほうが今、主に進められているケースが多いです。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1番、利用権等の種類は賃借権、貸し手、借り手、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,634㎡、期間は4年9ヶ月で、小作料は1筆で米60kgとなっております。

2番は、利用権等の種類は賃借権、貸し手、借り手、土地の所在等は記載のとおり

りです。面積は1,522㎡、期間は5年で、借賃は1筆で1,000円となっております。

3番は、利用権等の種類は使用貸借権設定、貸し手、借り手、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,980㎡、すみません、議案書の訂正をお願いいたします。期間はこちらでは5年となっておりますが、10年に訂正をお願いいたします。

4番、利用権等の種類は使用貸借権、借り手、貸し手、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,559㎡、期間は5年です。

5番から7番は個別の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸し手、借り手、土地の所在等は記載のとおりです。面積は、合計で3,261㎡、期間は3年で、借賃は反当たり2万円となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第7号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画5件でございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第7号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第7号議案は、原案どおり承認されました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の報告事項でございます。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 今回は特にご用意はしておりません。

○議長（竹島 久利君） はい、委員の皆さん方から何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。本日の決議事件等の字句の整理を議長に一任していただきたいと思います。異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたしました。

皆様方には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下

りさせていただきます。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） はい、議長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それでは起立ください。これをもちまして第2回の農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時15分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人